

被保険者を親権者とする未婚の子の取扱いに関する特約

当社は、この特約により、弁護士費用総合補償特約およびこれに付帯された他の特約において、保険期間中に被保険者を親権者とする未婚の子が成年に達した場合は、その子については、成年到達日から保険期間の終了時または満20歳到達日の前日の午後12時のいずれか早い時までの間、未婚である場合にかぎり、被保険者を親権者とする未婚の子とみなします。